

第四十三回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十四号

昭和三十八年五月十七日(金曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事小澤 太郎君 理事大上 司君

理事額綱 彌三君 理事高田 富與君

理事太田 一夫君 理事阪上安太郎君

宇野 宗佑君 大竹 作摩君

金子 岩三君 久保田四次君

田川 誠一君 富田 健治君

前田 義雄君 山崎 敏君

川村 義雄君 松井 誠君

山口 鶴男君 門司 亮君

出席政府委員

文部政務次官 田中 啓一君

文部事務官 杉江 清君

(管理局長) 自治政務次官 藤田 義光君

自治事務官 奥野 誠亮君

(財政局長) 委員外の出席者

自治事務官 茨木 宏君

(財政局財政課長) 専 門 員 越村安太郎君

五月十七日

委員成田知巳君辭任につき、その補

欠として川村義雄君が議長の名で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

地方財政法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五五号)

○永田委員長 これより会議を開きます。

地方財政法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。通告がありますので、これを許します。川村義雄君。

○川村(経)委員 地方財政法の一部改正が大体審議が終わるようでございますから、私からも一言お尋ねをしておきたいと思ひます。前の委員の方々が御質問なさったのにならうたけ重複しないようにとは思ひましたが、あつたは私が十分聞きましていない質問点等もございまして重複するところが出てくるかも知れませんが、その点はお許しを願ひたいと思ひますのでござい

す。今日、私たちが地方の財政のあり方あるいは運営等々を見ておきまして、いろいろと考えねばならない問題はたいへん多いのでございまして、その中で特に強く考えさせられるのは、昨年の十月地方制度調査会から出された答申にも明記してございまして財政秩序の確立という問題ではなからうかと思つております。そういう意味において、今度の地方財政法の一部改正が提案されて、その中に、県立の高校等に対しての市町村の負担あるいは住民負担を規制するといふような具体的な問題を法律化されて、その目的を達しようとなつた当局の英断に対して、私は心から敬意を表しておるものでございまして。地方制度調査会が昨年答申いたしましたその答申のおもなる項目が五つほどあつたと存じますが、その中に二つにわたつて財政秩

序の問題について触れておるのであります。国、地方公共団体間の財政秩序の適正化についてという問題と、それから地方公共団体相互間の財政秩序の適正化について、これはまことに今日の地方財政の運営を見るときに最も注意をしなければならぬ、重点的に取り上げてその解決をはからねばならぬ問題だと思つておるわけでござい

ます。ところが、今日の施策に伴つて、あるいは地方の団体が行政水準の向上を考えて地方自治を發展させていこうとしておる過程において、財政の秩序がたいへん乱れてゐることはもう私が申し上げるまでもないこととございまして、この際できるだけ規制をして秩序を正していくということが当面の急務ではないかと考えておるわけでございまして。ここに提案された法案の中に盛り込まれたものは、その一部をもつてその目的を達すると思ひますけれども、今日特に高校学校の問題等については、高校急増対策の大きな課題もかえておるときでございまして、そのような措置をおとりいたしたい、地方制度調査会の答申の趣旨を具体化していくといふことは、たいへん重要なことだろつと考へておるわけであります。しかし私たちがこのような法案を見る場合に考へていかなければならぬことに、二つの大きな問題が出てくると思ふのであります。一つはこのような、高等学校の建設等についての市町村の負担あるいは住民の負担といふものを規制して参る

と、あるいは高校教育の進展が阻害されはしないかといふような心配が出てくるのじゃないか、このように考へるわけでありまして。おそらく、これまでの文部省の大臣その他の皆さん方の各委員会における答弁等を総合してみますと、こつちの法案は文部省としてはあるいは非常に消極的な考へ方を持つておられたのじゃないかと推測いたしておきます。そこで高校教育を進めていく場合に、こつちの規制をしてい

ます。当初文部省のほうで計画され

したのは、進学率を六一・八%と見込んで急増の対策を進めてこられたわけ

でございまして、相当の食い違いを生じ

ておるわけでありまして、三十六年か

ら手をつけてこられた高校急増対策の

年度別の事業計画といふものはどのよ

うになつておつたか、その点をまず初

めにお聞きしたいと思ふのであります。

○杉江政府委員 生徒急増対策につ

きましては、三十七年度の計画を修正

いたしまして、三十八年度の進学率を六

一・八%にふやすとともに、全体計画

の改定をいたしたわけでございます。

その結果を申し上げますと、全体計画

の上におきまして、建物に関する事業

費総額を、既定計画におきましては三

百六十九億でありましたのを四百五十

四億に改定いたしました。その年次割

りとしたしましては、三十六年度は三

十八億、三十七年度におきましては百

六十七億、三十八年度におきましては

百三十九億、三十九年度においては百

九億、このようない見積もりをいたし

ております。

○川村(経)委員 いまお話しになつた

のは校舎の分だけでございましてか。

○杉江政府委員 さうでございます。

○川村(経)委員 そつちですと、一般

校舎、これには屋内運動場も含んでい

ると思ひますが、一般校舎はおつち

やうに当初の三百六十九億を四百五

十四億に改定しておられるようであ

りますが、そのほかに一般設備、それ

か

ら工業高校の産業教育振興施設、そう
いうものが別途計画されているはずだ
と思ひますが、それはいまのお話の中
に含まつておるわけではございませ
んね。

○杉江政府委員 さようでございま
す。設備等も含めまして数字を申し上
げますと、全体計画においては、既定
計画において五百五十三億でありまし
たものを六百八十二億に改定いたして
おります。年次別を申し上げますと、
三十六年度が四十八億、三十七年度が
百五十四億、三十八年度が百七十四
億、三十九年度においては百四十六
億、四十年年度にも一部残しまして三
十一億、このようになります。

○川村(経)委員 いまお話しであつた
のは当初計画の数字じやございませ
んか。

○杉江政府委員 言い間違いがあつた
かもしれせんので、もう一度申し上げ
ます。

改定した計画においては、全体の事
業費は六百八十二億、それから三十六
年度が四十八億、三十七年度が二百
十二億、三十八年度が同額の二百十二
億、三十九年度が百七十四億、四十年
度が三十八億、かようでございませ
す。

○川村(経)委員 いまの改定されまし
た年次別の事業費は、三十六年度が四
十八億、三十七年度が二百十二億、三
十八年度が同じく二百十二億、三十九
年度が百七十四億、四十年度が三十八
億、こいうこととございませす。それ
は高校に進学する生徒の増加数を修正
されて、四十年年度の公立高校生の増加
数を当初から十万人ふやして九十万人
と見込まれた結果、そのような改定を
なさつたと聞いております。本年度

は、初め皆さん方のほうでは六一・
八%の進学率を見込んで、いまのよう
な事業計画を立ててになった。ところが、
実際は六六・四%の進学率を示し
ておる。

「委員長退席、高田(富興)委員長
代理着席」

これはこの前次官もお話しになってお
りました。私立学校がたぐさん入れ
たからというよりなこともございま
したが、とにかく六六・四%という高
い進学率を示しておるというところを考
へると、三十九年度もやはり相当高い
進学率があるものだと思へばならな
い。とにかくいまの中学の一年生、二
年生、三年生、つまり三十九年度等が
一番高いカブをえがいて高校生が急
増するわけでありませす。この本年度
の六六・四%という入学率は本年度も
相当高い入学率を考へておかなばなら
ぬ、このようなことを思ひわけであり
ませす。私立学校にたいへん吸収してい
るということでありませす。これには
また教育上いろいろな問題があつて、
これはここでいろいろ論議する必要は
ありません。しかし、いませつかく私立
学校に入りまして、膨大な入学金
やその他の経費を必要としておる。そ
こで私立学校に入学金を納めて入った
生徒がいまやめて、また来年度公立高
校に行きたいという数字がだ
いぶ出ております。そういうことを考へ
ると、こし高校に入らなかつた子供
がまた来年度の卒業生と合はつて高校
受験をするに違ひないというようなこ
となど考へますと、これは来年度の入学
率も相当高いと考へねばならぬ。そう
すると、いまお立てになつております
事業計画がはたしてこれでいいかどう

か、これはやはり検討されねばならな
い、こいうことを思ひわけござい
ませすけれども、文部省のほうではそ
ういふ見通しは立てておられるかど
うか、お聞かせいただきたいと思ひま
す。

○杉江政府委員 こししの入学者数及
び入学率が予定以上になりましたこと
は事実でございませす。この勢いは明
年以降においても引き継がれるものと
考へます。そこで、これに應じてこの
全体計画をどう修正するかという問題
がございませす。これにつきましては、
まだ確たる修正の案は用意しておりま
せんが、今後十分実態を究明するとと
もに、その財源措置につきましては、
自治省、大蔵省等とも相談し、協議し
てその対策に遺憾なきを期したいと考
へております。

○川村(経)委員 自治省のほうに
ちよつとお聞きしておきたいと思ひま
す。が、われわれの協議会のほうで、こ
れはたして完全に捕捉されているかど
うかわかりませせんが、調べたところ
によりますと、本年度各都道府県が予算
に計上いたしました高校急増に必要な
経費総額が三百四十二億一千二百万円
と集計しておるわけでありませす。こ
の点自治省のほうではおわかりにな
つておるまいしょうか。各都道府県の
高校急増対策に本年度予算計上した経
費がわかつておるまいしょうか。

○奥野政府委員 自治省としてはそ
ういふ個別の報告を求めませんでしたの
で、数字は持つていないわけござい
ませす。

○川村(経)委員 これは皆さん方のほ
うでお調べいただければ、割合簡単に
正確な集計ができるのじやないかと思

うのございませす。が、私たちのほうの
協議会で集計したのは、施設費が二百
二十億九百万円、校地費が百二十二億
三百万円、合計三百四十二億一千二
百万円という施設費、校地費の実集計
をいたしているわけでありませす。こ
れはまた専門的立場で集計をしていた
ければ、これらの内容が明確になるか
と思ひます。それと、要する
に全国の各都道府県が本年度高校のた
めに支出した経費が三百四十二億とい
うこととございませす。相当部分、
たぐさんの自己負担をしておる、こ
う見なければならぬと一応考へられるわ
けでありませす。私がその中で心配をす
るのは、国のほうでは二百十二億の財
源措置をしておる。ところが、

が、実際は三百四十二億も予算に集計
をされた、こいうことになるのです
が、この三百四十二億をそのまま認め
るとしたならば、その差額の中にどれ
くらい市町村が出した金額があるだ
うか、あるいは住民がどのくらいの負
担をした金額があるだうか、こいう
ことが実は問題ではないかと思つて
おるわけでありませす。これは、本年度
自治省のほうでそのような一応の見通
しがあつたら、それをお話しいただき
ませすし、そいうこまかな集計ができ
ていないといふことになれば、これは
早急に実態を調べていただきたいと思
ひわけでありませす。何かその辺につ
いておわかりになつておることがあり
ましたら、お聞かせいただきたい。

○奥野政府委員 全体計画でいま
本年度の事業費二百十二億円の中に
は、いま御指摘になりました校地費は
含まれていないわけございませす。な
お、また校地の購入に要する経費につ

きましては、地方債を許可していき
い、かように考へておるわけござい
ませす。また、二百十二億円につきま
しては、地方交付税と地方債をもつて一
〇%財源措置をしておるわけであり
ませす。そのほかに、御承知のように今
までも高等学校の施設費等につきま
しては減価償却費の考へ方のもとに、基
準財政需要額に百億内外の金額を算入
しておるわけでありませす。二百十二
億円のほかに、いま申し上げました校地
の購入にかかる地方債と老朽校舎の改
築等に要する経費について百億内外
の地方交付税が予定されておるとい
うことを御了承いただきたいと思ひま
す。

なお、府県が、市町村や地元負担に
転嫁しておる経費があるのではないか
といふお話でありませす。三十六年度の
実績によりますと、市町村に転嫁いた
しましたのは、二十七億七千万円、住
民に転嫁いたしましたのが、四十七億
八千万円、合計いたしまして七十五億
五千万円といふことになつておりま
す。おそろくその後の数字におきま
しても、若干ふえましても減つてはい
ないのではないだうかといふように推
定をしておる。

○川村(経)委員 いま、奥野局長のお
話のありましたように、三十六年度
の、市町村及び住民に負担させた総計
が七十五億五千万円ある。これは三十
六年度のことでございませす。から、三
十七年度、三十八年度、高校急増の対策が
ピツチを上げてきた、この時点にお
いては、われわれが地方の実態を見てお
りませす。七十五億よりも減少はし
ていない、むしろ高まつておると見な
ければならぬのではないかと考へてお

ります。そのデータは用意はしておりませんけれども、これは必ず増加をしておると見なければならぬと思ひます。なぜそういうことを申し上げるかという、これは地方におりますと、いろいろ、去年、ことし等について、高校関係のこつくり寄付金等の要請が大きなものがあるし、高校の建設される場合でも、市町村がこれを負担しておるといふ数はぐつと増加しておるわけでありまして、これはひとつ早急に、また文部省でも自治省でも実態を調査していただく必要があろうかと思ひます。

もうここで数字はともかくとして、結論が出るわけじゃないかと思ひます。管理局長いかでございませう。次官でもけつこうでございませう。

○杉江政府委員 基本的には改定すべきものだと考えますが、ただこの全体計画といふものの意味が、国が財源措置をすべきもの、財源措置を保証すべきものという観点で考えましたときには、地方財政全体の問題としてこれをどう考えるかという問題にもなろうかと思ひます。そういう意味におきまして、今後実態の把握と同時に自治省ともよく御相談をして、ともかく高校急増対策に遺憾のないような措置はどうしてもいたさなければならぬと思ひておられます。

そこで、先ほどの文部省の管理局長のお話ではございせんけれども、そういうような状況にあるときにこの法案が提案されます。ところがお話のように、三十九年度も高校急増に伴うところの計画としては、百七十二億だけ考へておられるわけでありまして、もしこのまま推移するとなると、一般の住民に要請される寄付及び市町村が負担をしておる負担金というものがなくなるということになる、こういうものがなくなるということになりますと、あるいはもうすでに今日から約束してあるものもあるかもしれないが、来年からそれができないということになると、相当思い切った計画改定、財源措置を考へていただかなければ高校の急増の問題が足踏みを、やろうと思つてもできない、こういう結果になるのは必然じゃないかと思ひます。そこで、いま管理局長は検討してみなければならぬという御意思はお話になりましたけれども、当然これは検討をし改定すべきだという結論が、

○川村(経)委員 いまお話しのお考えはわからぬでもありませう。これは言うならば地方自治体、府県の事業に違いありません。しかし高校教育、高校急増というふうな問題は、文部省として、地方自治体のおまかせた責任だ、そういうふうなまかせた責任ではない問題がいろいろ含んでおるわけでしょう。これはここで議論しなくてもいいと思ひます。これは文教委員会等でもずいぶん議論されたところだと思ひます。これはやはり国がある点責任を持って進めるべき教育なんです。そうなりまして、これをただ単に地方の団体の仕事だといふようなことで、地方財政全般について考へねばならぬ、その点はわかりますけれども、これは文部省が教育の責任を考へるならばもう少し思い切った考へ方を持つて前進させねばならぬ。そのあなたの方の前進が、地方財政をそれだけまた豊かにしていくということもあり得るかもしれない。たと

えば工業高校の施設に対しては、本年三十一億補助金が出ております。工業高校だけに補助金を出して、なぜ一般高校の必要なところに補助金を出すような処置ができないのか、こういうことも一般的には考へられるわけですが、工業高校の三十一億という補助金、これは一体これでいいのか。御承知のとおり、これは皆さん方の指導がもしあれませんが、いま各府県とも一般高校よりも工業高校の新設がほとんど要請されております。どこの府県でも工業高校新設に非常に力を入れておる。これは文部省の指導が産業界の要請が知りません。あるいは国家の要請が知りませんけれども、そういう動きが出ておるの御存じのとおりでございまして、三十一億くらい補助金で工業高校の増設を一体どれくらい見ておるかということになりますと、これは貧弱きまわすものですよ。工業高校だけにしか出せぬということになりますと、工業高校に思ひ切った補助金を出していただく、こういう措置も当然文部省として考へていただいていいのじゃないか、一般高校に対して補助金の道を開くという考へ方もあると思ひます。そういう点、文部省がほんとうに高校教育について責任を持って考へてやるということになりますと、あなたの方でも少し思い切った取り組み方が必要ではないか。そうなりまして、地方財政全般について考へるといっても、それにどうして一般財源をあてがうか、あるいは起債をどれくらい見ていくかということになりますと、先ほど私が心配しておるような点もだんだん解消されるのではありませうかね。ただこれを起債でやれとか地

方的一般財源でやれ、高校はあなたたちの責任ではないか、府県の単独の仕事だということでは押つけようとしておいでになると大へんな問題が起つてくる。こういうことになりまして、私さつき心配するようになり、よく考へていただかなければ高校教育というものが停滞する、あるいは来年ある県では五つの学校をつくらうと考へておつたけれども、もう二つしかつくらぬということになりますと、皆さん方がお立てになった全体計画がまたくずれていくということになりやしませんか。政務次官、この点についてあなたのお考えをお聞かせいただきたい。

〔高田(富興)委員長代理退席、委員長着席〕

○田中(啓)政府委員 まことにごもつともな御意見でありまして、文部省といたしましては、御承知のように確かに事務的に工業高校のみならず、一般高校に対しても補助金を出さうという考へを考へたことはございまして、種々議論の上、政府といたしましては一般高校に対してはもつぱら地方一般財源を補助するところの地方債等で見まして、補助金を出さない、こういうことの方針をきめておりますので、いま私から一般高校のほうも補助金をあわせて考へますということを申し上げられる段階ではないと思ひます。したがつて、その点はさうでございしますが、御意見のとおりどの程度生徒を収容して高校教育をやっていくかということにつきましては、もちろん国は責任はあつて、先ほど私が心配しておるような点もだんだん解消されるのではありませうかね、すでに予定したよりもはるかに、

四〇前後も多い入学になっておるといふようなことでございまして。実数で申しますと、おそらく百四、五十万になるかと思ひます。そこで考へなければならぬことは、実は一般高校を出ますればますます多くの者が大学に入学を希望するということになりまして、この波は、もういま入つた者も三年後には大学に移る、こういうことになると思ひます。御承知のように、中学に対する求人数は非常に多い。それから高校はその次であり、大学はその次である。また文科系統は少なく、技術系統のほうはいずれにしても非常に求人数は高い、こういうことでございまして、私はこの教育をどうやっていくかということは文部省として必死になつて考へ、また対策を立てるべきときになっておると思ひます。したがつて、高校そのものの教育のあり方につきまして、これだけの人数が高校教育を受けることになるというところでありますと、一体いまの高校の教育内容がはたして妥当なものであるかどうか、国民の能力あるいは向上心というものを最大限に伸ばし得るような教育ができておるかどうかが、重要な問題であると思ひます。一例を申し上げますれば、現在の高校教育の水準で現在の学科課程をやらすかといったことも、それはなかなか理解が困難であるという生徒も非常に多くなつておるといふことも、これはどうして私どもも研究しなければならぬ時期になつておると思ひます。わか

らぬことは三年間ただ教えておる、で済むものではないと思ひますのであり

ますが、そういうようなことをあれこれ考へまして、いま御指摘の点も十分ひとつ考慮に入れて今後の対策を誤りなく立てていきたい、それにはひとつ必死になって努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○川村(経)委員 御高説を拝聴いたしました。それらの教育内容等についてはここではいろいろお尋ねしないことにいたします。いづれ文教委員会等でまた御高説をいただきたいと思ひます。

政務次官、昨年の一月二十五日でございます。行政管理局から「法令外負担金、寄付金等に関する行政監察結果の概要」というものが送られておりました。各省にそれぞれその報告内容が着いておると思いますが、政務次官はそれをごらんいただいたことがございましょうか。

○田中(啓)政府委員 私はまだ見た覚えはございません。

○川村(経)委員 実はこの内容がここで私が申し上げておると時間がありませんが、申し上げませんが、ぜひごらんいただきたいと思う。私が先ほどから申し上げておるのは、率直に申し上げまして、文部省の予算の立て方、あるいはとり方といふまいか、そういうような教育に対する財源の手当てが不十分のために、かけてはならぬ負担をかけてみたり、あるいは膨大な寄付をとってみたり、そういうような形でいまの教育が進められておるといふことですね。ところが父兄たるもの、親たるものが、自分の子供の教育をすることですから、人からいわれるといやいやながらやはりその負担を出しておるわけです。言うならば、今日の

義務教育にせよ、高校教育にせよ、そういう父兄の温情といふますか、そういうようなものにたよって教育がなされておるといふことがいえると思うのです。文部省はそれをえたりかしこしというか、それをあたりまえのようにして考へていただいていると私は思ひたいのであります。そこでその行政管理局の報告等によりまして、あなたのは、大学がその大学に付属する付属校の小学校、中学校の父兄の名前で、国立大学の教育学部のお金まで数千万円集められておる、こういう事例も指摘されておるはずで、そういうことをやらせてはならぬと私は思うのです。今日の財政秩序の確立というのは、実は私が率直に言うならば、文部省のほうでも少し腹をきめて考へてもらなければ、財政秩序の確立なんということは念仏に終わるということをおし上げたいのであります。何も文部省だけを責めておるわけじゃありません。これは各省庁、そういう傾向はどうしてもとれません。保健所をつくるときでも、さあ土地は寄付せよ、こういうことで、地方の小さい都市などでは財源も豊かでないのに、幾つかのそういう国の機関、あるいは県の機関等に対する地元寄付、市町村負担がおつかふさつてまいりました、たいへん財政運営に困難をしているのは、これは次官よく御存じのことだと思ひます。そこで文部省のほうとしても、この点は今年とは私は言いません、三十九年度の予算を考へる場合には、せつかくこういう法律が出たんでございまして、高校急増対策の問題はもちろんのこと、いろいろな教育の予算につ

いても、これはひとつ大いに努力してもらわなければ、この法律などというものが出来ても、高校急増対策、あるいは一応明るの見通しが出て財政秩序の確立が軌道に乗るとしても、別のほうにまたたいへんなことになるのじゃないか、こういうことを心配しているのです。この点はひとつ次官のほうでも十分考へ置きを願ひたいと思ひます。実は文部大臣おいでいただければいろいろとそういう点をお聞きしなければならませんが、大臣おられませんか、そういう点とあわせて一つだけお聞きしておきますが、この委員会でもおそろしく問題になったと思ひますが、例の国立高専の問題でございます。これはたいへん問題になりましたので御存じだと思いますが、文部省としてもあのままではいかぬとおそろしく考へていただいているものではないと思ひますけれども、これはこの前予算委員会でもございしましたか、私が大臣に、あれはどっちから考へても財政法違反じゃないかと言ったら、財政法違反とは思わぬ、こう言っておるわけですか。ああいうことは明治以来続いているところの慣習だから、慣習に従っておる。こういう考へ方では私は困ると思ひます。この制度調査会の答申にもこういうことがはつきり言われておるわけでありまして、「国の機関の設置等にあつて、その所要経費の一部を寄附金等の形式で地方公共団体に負担せしめたり、建物用地を無償提供せしめたりしている事例が跡を絶たない。例えば、昭和三十一年度から新設されることとなった国立の工業高等専門学校の用地等についても同様の事態の発生が問題とされている。このような事態は、国がその

行政事務を行なうにあたり、私は次が大事だと思ひます。「それが特定の地域に恩恵を与えるものである」という旧来の考へ方に支配されて、国民から付託された任務を国家的視野に立つて適正に執行するといふ配慮に欠けていることによるものであり、また、その結果所要経費について充分な予算措置を講じないことに原因があると考へる。私はこの考へ方を文部省に持っていたたかなければならぬと思ひます。国立高専をこの地域につくるからその地域の子供がそこに入ってくるのではないか、だから利益がある、だから負担するのはあたりまえじゃないか、これは県立高校についてもあるいはその他の学校のこゝについて言えることですが、そういう考へ方でやってもらうと、いつまでたつても財政秩序の確立などということではできないと思ひます。そういう意味から国立高専の問題等は、これは文部大臣がいろいろ言ひわけをしておられますけれども、これは私はたいへんな考へ違いだと思ひわけであります。

そこで、政務次官御存じでなかったら管理局長御存じかどうか知りませんが、けれども、ひとつお聞きしておきますが、昨年度十二校国立高専をお建てになつて、山口の宇部市の国立高専がちょっと問題になりましたね。あれはもういやだ、返上するといふような騒ぎが起つたのですが、あれは次官どのように解決しましたか。

○田中(啓)政府委員 私その間の事情をよく存じませんので、管理局長から答へさせていただきます。

○杉江政府委員 恐縮ですけれども、その辺の実態は大学局で扱っておりますので、私もよく承知いたしております。

○川村(経)委員 そうでございます。ね。次官大体御存じだとは思ひますけれども、宇部の国立高専は元国立の宇部工業短大を切りかえられたはずで、ところが、そのうちの施設整備費として地元負担が一億二千五百万円要求されたのです。そこで、その一億二千五百万円のうちの三千五百万円が一般の寄付金、これでやろう。残りの九千万円を県と市が負担をする。そこで市は四千万円出したわけですか。ところが県のほうはなかなかうまくいかぬ。一般の寄付もなかなかうまくいかぬ。そこで市のほうがおこつちやつた。何だ、一体国の学校をつくるのにあなたたちが負担する必要はないじゃないか、そんな学校は戻せといふようなことがあつた。それからおそろしくあれやこれや手を打たれて、この学校は発足しているとは思ひますけれども、市が四千万円負担をしたこの事実。これは次官いかがですか。財政法違反ではないでしようか、どうでしようか。

○田中(啓)政府委員 正面からは、やっぱり負担といふことになれば違反であらう、こゝろ私思ひます。(裏はどうか)と呼ぶ者あり)やむを得ないと思ひます。

○川村(経)委員 これは次官のほうが大正よりもはつきりしておられるとは思ひます。大臣はこれは財政法違反じゃないと言ふ。ところが、私がこのように形で負担したことは、これはもう何といつても財政法違反だと思ひます。それが強制であらうとなかろうと、直接であらうと間接であらう

大事じゃないかと思ひます。国立高専のことはかりを言つてたいへん恐縮でございますけれども、国立高専でもそ

りでございましょう。国立高専をつくるぞと文部省が上げる、そうするとたたくさんの要望が出てくる。要望が出てきて、どこが一番いいか、どこが一番負担してくれるか、そうしてちやうどえさでつるようなかつこうで、ものすごい陳情を起こす。学校を一つつくるのに何十回地元の方が陳情に来るかわかりません。そうしてあれやこれや、それに政治的な何とかも加わって、そうしてどこにときめられる、こういうかつこう

私に思ふ。国が国立工業高等専門学校をつくるにはどの地域が一番よろしいというちゃんとした計画を持つておれば、何も地元の陳情を呼び起こしてみたり、誘致運動を助長するよりなことをやらなくてもいけると私は思う。県立高校にしてもそのとおりなんです。工業高校を三つつくりたいと思う、こういうふうに知事さんがアドバランを上げる。それとあちこちからつくつてくれと盛んに陳情が来る。私

のほかに敷地を出します。それとすると、いや、私のほうは敷地だけでなくて敷地のほかにこれこれの負担をしますよう。そうして負担の多いところになつていかれる、こういうことになつて。これは教育委員会がいわゆる高校教育を進める上について、どういふ地域に一番隘路があるか、だからどこに高等学校をつくらなければならぬといふ確たる定見を持たずにやつていくところにこういふやり方が生まれてくるわけですね。これはほかの官庁につ

いても同様だと私は思う。そこで、何とか中央の官庁がそういうことをやらぬようなすつきりしたところの対策というものができないものかどうか、これは次官、いかがでございますか。

○藤田政府委員 非常にむずかしい問題でございますが、私は、根本的には、やはり大蔵省の予算編成の実態というものに根本的なメスを入れる必要があるんじゃないか、もともと少ない財源で多くの公共事業を計画するという無理もありましょうし、いろいろ予算編成権というこの本質にもさかのぼってこの問題は検討する必要があると思えますが、要するに、国民の民主的な自覚とそれから政府の財政措置の適正化、両方相まってこういう悪風を是正していく、そのためには、政府としても、予算編成の本質まで再検討する、こういうことが必要ではないかと考えておるわけでございます。

○川村(経)委員 これで私のお尋ねを終わりたいと思えますけれども、いまも申し上げましたように、国にはちゃんとそういうような問題について規定をした財政法がございます。また地方財政法にもそういう意味の規定はあるはずであります。地方財政法にも、これはもちろん言うまでもなくはっきりと規定をしております。特に、地方財政再建促進特別措置法には、いまのような問題が明記してあるわけでございます。あるいは先ほど申し上げましたように、閣議では、官公庁に対するところの寄付金等の抑制に関するところの閣議決定もなされておる。先ほど申し上げました行政管理局の勧告も出ておる。いろいろあらゆる施策、そういう法的な手続はとつてあると思えます。

けれども、なかなかうまくいかない部分がやはり出てきておる。幸い今度のこの法改正で、国も、あるいは県も市町村も、それぞれが財政法の趣旨とするところをよく理解して、財政の秩序の適正化について全部が努力することをお願いするものでございますけれども、先年の財政法の改正で義務教育のいろいろの規制もなされました。給食の費用などをPTAに負担させてはならぬ。しかし、今日やはりPTA負担の給食の従業員、事務員と申しますか、そういうのはまだたくさんある。

問題が一朝に解決されるような状態にはなかなかございませぬから、ひとつこの法を運用を正しくすると同時に、もう一度、自治省のほうでは地方財政確立、地方財政の秩序を適正にするための方策というものが、高い次元において打てる方策が見出されるならば打つてもらい、行政管理局あたりで打つべき手が妥当であれば、そういうところにも働きかけていただくといいふうに御努力をお願いしたいと思います。いろいろお聞きしたいこともございしますけれども、一、二お尋ねいたします。

○松井(議)委員 いまの点に関連をしまして一点だけお伺いをいたしたいと思ふのですが、それは今度の改正案がこれからどういう形で実効を確保できるかというその問題につながるわけでありますけれども、いまも川村委員からいろいろ御質問がありまして、その中でも触れられておりますけれども、この現行地方財政法の二十七条の二あるいは三にも同じような趣旨の規定があるわけですか。そこで、このような二

十七条の二あるいは三の規定の実際の運用の状況というものがどうなっておるのか。私らの目や耳に直接触れる機会の多いのは、いま川村さんからもお話がありましたたとえば学校の給食の給食の問題なんかでございしても、やはりこういう規定があるにかかわらず、実質的には市町村の職員であるけれどもPTAなりなんなりが経費を負担するといふ形で、市町村の職員だということを通じて、やはり実質的には市町村の職員であるけれども税外負担という形で、この二十七条の三といふものがしり抜けになつておるといふ事例が非常に多いわけですか。ですから具体的に、全般的に何か資料でもおありになつておればお伺いをいたしたいと思ひますけれども、この二十七条の二あるいは三に現実に違反しておるような事例は、一体どれくらいあるものか。そしてそういうものに対して、この法律の規定を実効あらしめるために、具体的に自治省はどのような手を打つてきたか。そしてそれにもかかわらず、現状はどうなつておるのかというよりなことをつきまして、奥野局長からお伺いをいたしたいと思ひます。

○奥野政府委員 二十七条の二と二十七条の三は、昭和三十一年に追加した規定でございます。税外負担の現状といふものをこの数年毎年度調査をいたしております。この規定が効力をもちました年度におきまして、従来、道路とか河川とかの工事業につきまして市町村に転嫁しておつた金額が、数十億円にのぼつておつたわけでございますけれども、この規定が効果を示しました年から完全にそれはなくなりました。やはりこの規定が非常に効果を示しま

して、市町村のほうに無理に押しつけられておつた負担が、完全に排除されたわけでありまして。二十七条の三の規定は、これは政令で運用をきめていふわけでありますけれども、市町村の職員費と小中学校の維持修繕費について住民への負担の転嫁を禁止しておるわけでございます。やはりこの規定につきましても、そういうものについて住民の負担を求めないというよりな態度になつてきていると思ひます。

従来、学校の給食などにつきまして、PTAなどに負担をさしておつた。それが市町村職員の身分にある者について負担の転嫁を禁止する。将来ははつきりした姿に持つていきたいという気持を持つておるわけでありますけれども、そういうものにつきましても若干の団体におきまして、この転嫁関係をめぐつて問題が起きたことがございします。問題が起きたといふことは、自然この法律に違反をする。したがつて違反をしないような措置をとるべきであるといふことでございまして、私はこういう効果が漫然とそのまま、違反されたままになつていくという姿はないのじやないかと思ひます。少なくとも若干問題が起つてきて、そこで正しい運営に乗せるべきだ、乗せられないというよりな経過的な欠陥はこれはあると思ひますけれども、やはり府県なり市町村のことでございしますので、法律で明示された線には当然従うようになつてまい、こういうように確信いたしているわけでございます。税外負担のそういう数字につきましては、前の委員会では私は配付をしたのじやなかろうかと思ひますが、そういうこと

は数字的に明らかになつていふと思ひます。

○松井(議)委員 二十七条の三のほうで、現実にはやはり税外負担が実質的に残つておるのが多いのじやないかと思ひます。その中でもいま例にあげられた学校の給食というものは実例としては一番多い。この場合なんかも住民のほうではいろいろ抵抗しようとするわけですか。これは当然市町村が持つべきだといふ形で抵抗しようと思ひますけれども、自治体のほうでは金がないといふことになりまして、その住民の抵抗といふものも限度があるわけですか。そこでいまのように形式的には市町村の職員だといふ形をとれば、これは正面から違法になる。したがつて市町村の職員だといふ形式をとらないで、PTAがいれば雇つておるといふ非常に不安定な身分で、この法律を回避しようとするわけですか。そうしますと、言つてみればPTAのボスにその給食の身分が握られる、そういうことも出てきますし、給与の関係その他も非常に低く押えられるといふことになる。そのような具体的な問題がおそらくは全国的に相当多く起きたと思ひますけれども、そういうものについて具体的に自治省がどういう指導をして、結局どういう形で解決しておるのか。あるいは先ほど申し上げた、いまの局長の御答弁では、経過的には混乱はあつたけれども、大体落ちつくところへ落ちついただらうといふようなお話をしたけれども、これは違法だから何とかしろといふ程度のいわば指導勧告といふこと以外にはないかもしれませんけれども、自治省としてはやろうとされないのか。どういふ具体的な手段

は数字的に明らかになつていふと思ひます。

は数字的に明らかになつていふと思ひます。

をとって、それが現実にはどうなっているか、給食の問題だけに限ってもよろしくご意見を述べられたい。もう少し詳しい実情というものについて……

○奥野政府委員 私たちは一片の法律規定だけで問題を済ませようという気持はさらさらありません。地方財政計画の上で考え方を明らかにいたしておきます。またその地方財政計画に基づきまして、地方交付税の基準財政需要額の算定にあたりまして、その部分の経費を増額するというような措置をとってまいっているわけでございます。いままでは住民から求めておつた。今度は市町村の財源で支払つていかなければならない。そうなりますと、市町村の財源にそれだけのものを追加しなければならぬわけでございします。したがって、こういうような規定を設けますと、小学校の維持修繕費を増額する、あるいは給食関係の経費を増額するというような措置をとってまいっているわけでございします。とってまいりました数字は、そのつど当委員会におきまして御説明申し上げておつもりでございます。給食も、文部省におきまして学校教育の内容の一つとして、高く評価されておるわけでございします。そういうような文部省の態度とあわせまして、地方財政上の措置も順次強化してきてまいっているわけでございします。今後におきましてもそういう態度で考えてまいりたい、こう存じております。

○松井(議)委員 このような法律が実際の運用の面において、かりにしり抜けになったとしても、言ってみれば、このような規定をここに交付税をふやすというような作用はあるだろうと思ふのです。しかし、そればかりはこの法律運用に期待するというわけではなしに、やはりこの法律が適正に運用されるということも期待していただかなければならぬと思ふ。そうしてその期待をするためには、自治省のそういうような強力な、いわば法に基づいた指導をもっと強化していただければ――実は私も給食の問題は、現実はまだ残つておるところがあることを知つておるわけです。それはいま言いましたように、市町村の職員ではない、形式的には市町村の職員ではない、雇つておるという形をとつておるだけに、正面からこの規定にぶつからないという形で、事実上その脱法行為的なことをやつておる。そういう実情を自治省は御存じだろうと思ふ。そういうものについて、やはり具体的な指導を通じて、そうして現実にそれが交付税で見えおられるとすれば、このような態度はなるべく早急にやめさせたいという指導をさらにしていただきたいと思ひます。お伺いするわけでございします。いま、繰り返しますが、その給食の問題についておそろく一番問題が多いとすれば――それが実際先ほどの局長のお話では、大体片がついたのではないかといういまの御答弁、やはり全国的にはそのように理解してよろしくございしますか。

○奥野政府委員 給食を、どういう態度で小中学校で行なわさしていくかという問題にからんでくるだろうと思ひます。これは文部省からお答えしていただいたほうがよろしいかと思ふのでございしますけれども、御承知のようにな、ことしから少なくともミルク給食は全校に実施したい、こういうようなことで努力されておるようでございます。また部分的にはそういうような奨励的な段階にもあるわけでございします。で、そういう姿にある限りにおいて、別な協力団体があり、その協力団体を通じて給食を行なっていくという姿がありまして、直ちにそれをもつて違法だとは言ひ切れないう思ふのでございします。先ほども申し上げましたように、給食というものが学校教育の一部分として非常に高く評価されてまいつてきておるわけでございします。で、漸進的にこれを強化しながら、それにあわせまして財政措置も強めていく。同時に現に給食の負担をめぐつて起つておるような問題を、将来はつきりさせる方向に持つていかなければならぬ、こう思つておるわけでございします。給食の負担を、身分的にも財政的にもいま直ちに切りかえなければ糧當でない、強い態度をとることができるかどうか、若干疑問ではなからうか、こう思つておるわけでございします。将来の方向としては、私たちはいま申し上げたような方向で国として努力をしていくべきものだろう、こう存じております。

○太田委員 関連してひとつお尋ねいたしますが、先ほどのお話から、この地方財政法の改正のポイントは大体わかつたのですが、さてそれじゃ、この財政法改正によつて、県がいますで市町村に負担せしめた、住民に負担せしめておりましたお金を自己負担ということになりますと、その財源が相当窮屈になると思ふのです。そこで財政法第五条によりますと、負債を起し得る場合というものは一つの制限がありまして、標準税率以上でなければならぬという一つの条件があるのです。が、私どももこれを府県が市町村に転嫁させなくなつたために、高校増設その他の費用に窮乏を生じた場合におきましては、これは負債を認めるべきではないなからうかと思ふのです。この改正と起債との関係はどうでございしますか。

○奥野政府委員 いま御指摘になりました条文は、標準税率以上の課税をしていなければ起債の能力がない、こういうことでございします。能力があれば全部地方債を起せるかといひますと、そうじゃございしませんで、資金との関係において、許可を得なければ起債できないというたてまえになつておるわけでございします。それじゃ今度の地方財政法の改正とからんで、どういふふうな地方債の運用をするかといふことでございしますけれども、たとえばいままでは市町村に土地を提供させておつた。それが提供せられないうので、府県としては借金をしたい。そういう場合には私たちは土地の購入費に關しましては、全面的に地方債の許可をしていきたい、こういう考え方を持つておるわけでございします。言いかえれば、負担転嫁をしていたのをやめていく場合に、やめやすいような地方債の運用を配慮していく、こういうことでございします。しかし基本的には高次増進対策につきまして、一応整備計画をつくり、一〇〇%それに必要な財源措置をしておるわけでございします。で、理論的には負担転嫁しなくてやつていけるはずじゃないか、こういうことが言えると思ふのでございします。

○太田委員 それは、全面的に土地購入費などは地方債を認めていくというお考えであるなら、地方としては安心すると思ひます。それから高校建築費につきますのは、あらためて財政計画の中において、そんなに地方が困らないように財政上の措置は講ずるとおつしやれば、これまた安心する。ただ負担は転嫁せしめてはいけぬ、自己で負担しないといふ、そのあとの財政の、いわゆる財源が不足した場合の措置にも少しも配慮がありませんと困ると思ひましたのでお尋ねしたわけですが、それは安心していいわけですね。――わかりました。

それからもう一つは、その地方債の税率であります。郵便局に行きますと、よくこういうことが書いてあるのです。これは郵便年金ですか、郵便貯金の宣伝でしょうか、この資金は住宅、学校、上下水道など国民生活を豊かにするために使われます、と書いてある。したがつて、郵便年金をする、郵便年金に加入する、簡易保険に加入する、そういうのがみな学校の建築費等に使われますというところになつていいます。そういう政府資金の出し方といふのは、学校建築費など、あるいは公共的な性格のある公営企業等には、主として政府資金をもつて充当する、いわゆる六分五厘だ、これで認めていくのだというところに相なるだろうと思ふのですが、繰越債にしますと約八分

以下じゃちよつと無理だろうと思いま

すし、それから市場資金にしまして

も、大体七分から八分までの間であり

ますから、少々金利が高いので、郵便

局にある揭示宣伝文のように、学校の

建築資金などが不足した場合の地方債

は、すべて政府資金をもって充当し、

六分五厘だということ、あるいはまた

ついでですけれども、公営企業なども

そういう精神で資金案分をしていただ

きたいと思うのですが、それは期待し

てもよろしくございませうか。

○奥野政府委員 あとう限りお話の趣

旨に沿うように努力をしてみたいと

思います。

○太田委員 けっこうです。

○山口(鶴)委員 一点お尋ねしたいと

思うのですが、先ほどの川村委員の質

問に対するところのお二人の次官の御

答弁でございませうけれども、行政管

理庁の報告、報告について、文部政務

次官が全然それは知らぬ、見たことも

ない。そういうきわめて人ごとのよう

な言い方をされておるのでございま

す。が、私非常に遺憾だと思つのであ

ります。次官といたしまして、詳細に目

を通すいとまがなかつたということは、

これはもちろん事情としてあらうと思

いますけれども、しかし少なくとも税

外負担の問題がいま大きな問題にな

り、しかも国会に地方財政法の一部改

正というものを提案しようという時

期、しかも国立高専の問題について

は、国会でも幾たびか議論になった問

題でありますと同時に、地方制度調査

会もその答申の中で強くなつたという

問題であります。これと関連する問題

で、同じ政府部内の行政管理局の勧

告、意見というものについて、そ

うい

うものは知らぬというような御態度で

は、私はきわめて遺憾に思つてござ

います。今後こゝろ重要な問題に

ついてはどう対処せられますか。この

点のお考え方をひとつお聞かせいた

だきたいのが第一であります。

第二は、自治政務次官の藤田さん

にお尋ねをいたしたいと思つたので

すが、この法律の運用をやつていくとい

う場合には、なかなかむずかしい、ム

ードづくり云々というお話をせられま

した。私は法律改正を提案せられる以

前においては、ムードづくりで大いに税

外負担解消の運動をせられるのはいい

と思つますが、法律がよいよ提案せ

られて、これが施行されようという時

期に、やはりムードづくりというよう

な何か安易なものであつてはならない

のでありまして、いよいよ法令が適正

に運用されるというときには、厳然た

る態度で臨んでいかなければならぬと

思つたのです。この点に対する考え方を

あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○田中(啓)政府委員 行政管理局の勧

告は、私、実は知りませんでしたので、

正直に申し上げたわけでございますし

て、まことにおそれ入つてゐるわけ

でございます。そのような重要な文部行

政の運営について、いままでは知らず

に過してゐたということ、はなはだ

どうも申しわけない次第であります。

なお、今回の地方財政法の改正につ

きましての心がまえをいたしまして

は、私はいままで下級公共団体あるい

は直接住民に負担をかけた最大の原因

は、何よりも施設基準の不備からきて

おと思つております。結局、児童一

人に対してどのような設備を要するか

というような基準も、まことに実情に

沿わないものになっておりますし、ま

たよく言われます構造単価等につきま

しても、これは施設基準でございま

せん、予算の立て方でございませうが、

これはなほだ不備であるといふことを

考えますので、これらの改善にひとつ

しつかり努力をいたし、三十九年度予

算についてはこれを実現いたしたい、

必要な法律も改正いたしたい、かよう

な決心で進んでおる次第でございま

す。

○藤田政府委員 私の答弁のことばが

ちよつと適当でなかつたかと思つ

ますが、この法律が提案されるまで相当苦

心しまして、それで現実は相当深刻で

あるといふこともわかつたわけござ

います。それがただけに幸ひ御採決を願

ひまして通過しました際におきまして

は、全力をあげてひとつ厳正な態度で

法の実施に当たることもあらうござ

いますとともに、それを裏づける財

政資金、たとえば去年十二月一日発足

しました共済資金等も思ひ切つてこの

方面に回しまして、法律を厳正に実施

する、反面の財政措置も十分ひとつ配

慮してまいりたい、このように考へて

おります。

○永田委員長 他に質疑はありません

か。――なければ本案についての質疑

はこれにて終了いたしました。

○永田委員長 これより本案を討論に

付するのでありますが、別に討論の申

し出もありませんので、直ちに採決い

たしたいと存じます。御異議ありませ

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認め、こ

れより採決いたします。

地方財政法の一部を改正する法律案

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永田委員長 起立総員。よつて、本

案は原案の通り可決すべきものと決

しました。

おはかりいたします。ただいま議決

いたしました法律案に関する委員会報

告書の作成等につきましては、委員長

に御一任願いたいと存じますが、御異

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認め、そ

のように決しました。

次会は公報をもつてお知らせするこ

ととし、本日はこれにて散会いたしま

す。

午後零時四十一分散会

〔参照〕

地方財政法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五五号)に関する報告

書

〔別冊附録に掲載〕